

京都市告示第397号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年11月14日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
上賀茂緯7号線	北区上賀茂北ノ原町7番地地先から 同区上賀茂毛穴井町2番地地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)